

コメ上場検討委員会

報告書 付属参考資料

平成 17 年 6 月

東京穀物商品取引所

目 次

はじめに	3
コメ上場検討委員会委員名簿	4
コメ上場検討委員会の日程および議題	6
コメ上場検討委員会報告書	7
付属参考資料	21

はじめに

東京穀物商品取引所では、平成 14 年の秋より、コメ上場に関する基礎的研究を行うためにコメ研究会を発足させ、約 2 年に及ぶ検討の結果、平成 16 年 8 月に、次の点を骨子とするコメ研究会報告書を取りまとめて公表した。

『コメの流通はその各段階において、確実に市場化・情報化が進行しつつあり、当業者が直面している価格変動リスクに対応するためのリスクマネジメントの手法として、法的な裏づけのもと、歴史的な経験を有する商品先物取引が重要なインフラとして大きな役割を果たすこととなる。この場合、アジアの中核的農産物市場であるだけでなく、世界的に見ても CBOT に次ぐ地歩を有し、また明治の初めに設立された東京米穀取引所を起源とする東京穀物商品取引所が、その中心的役割を果たすこととなる』

コメ研究会報告書の公表以降も、東京穀物商品取引所では、幅広いコメ関係者の理解を深めるために、2 回に分けて全国ブロック別説明会を開催したが、その際、多くの当業者からの強い指摘もあり、コメ先物市場の必要性を一層深く理解するためにも、具体的な市場設計についての議論が必要な段階に入ったものと認識した。そこで、コメ先物市場を実現するための次の段階として、コメの上場にかかる具体的な市場設計や取引仕法等の各論を検討するために、平成 16 年 12 月にコメ経済の各分野からなる 28 名の専門家の参集を得て、コメ上場検討委員会を設置した。

コメ上場検討委員会では、平成 16 年 12 月から平成 17 年 6 月までの間に 9 回にわたって鋭意討議検討を重ね、また、各項目の論点によっては、実務担当者によるワーキンググループでの検討会も開催し、最終的に、コメを上場した場合の市場設計や市場管理の在り方等について概ね意見の集約が図られた。

この報告書は、以上の検討結果を取りまとめたものである。

コメ上場検討委員会委員名簿

氏名	会社役職名等
阿部 行信	東京食料センター(株) 取締役社長
安生 敏	全国主食集荷協同組合連合会 米穀販売部長
生田 一	オフィス生田 ジャーナリスト
◎荏開津 典生	千葉経済大学教授 東京大学名誉教授
岡地 和道	岡地(株) 代表取締役社長
奥村 一則	(農)サカタニ農産 代表理事
○加倉井 弘	農政ジャーナリスト 元 NHK 解説委員
笠原 康司	佐藤食品工業(株) 取締役管理本部長
加藤 雅一	岡藤商事(株) 代表取締役会長
金戸 良志彦	(株)武蔵野 執行役員商品開発部長
木村 友二郎	木徳神糧(株) 執行役員
五月女 昌巳	(有)那須山麓土の会 代表取締役
染谷 篤範	(株)すかいらく マーケティング・デザインカンパニー 購買本部購買部長
高橋 薫	日本通運(株) 公用関連部 部長
多々良 義成	豊商事(株) 代表取締役会長
爲季 繁	学識経験者 (財)日本穀物検定協会
茅野 信行	ユニパック・グレイン(株) 代表取締役

鍋島 高明	(株)市場経済研究所 代表取締役
箱石 文祥	ホクレン農業協同組合連合会 販売本部米穀販売室室長
藤木 栄一	(株)神明マタイ 常務取締役
藤沼 良友	イトーヨーカドーグループ (株)セブン-イレブン・ジャパン嘱託
松本 裕之	(株)物産ライス 代表取締役社長
三橋 美幸	(株)ミツハシ 代表取締役社長
宮本 忠雄	元全農米穀総合対策部長 前エーコープライン専務 ※平成 17 年 6 月 6 日をもって辞任
矢坂 雅充	東京大学大学院経済学研究科助教授
山崎 孝	(株)東邦フードサービス 代表取締役
山村 淳	全国米穀販売事業協同組合 業務部業務企画担当部長
渡辺 徳義	元全農米穀総合対策部長・役員室長 前西日本パールライス社長 ※平成 17 年 6 月 6 日をもって辞任

(敬称略、五十音順)

◎は座長、○は座長代理

ー以上 28 名ー

コメ上場検討委員会の日程および議題

第1回：2004年（平成16年）12月20日（月）

議題：座長及び座長代理の選任
今後の進め方について

第2回：2005年（平成17年）1月19日（水）

議題：上場商品数について
受渡供用品について
標準品について

第3回：2005年（平成17年）1月26日（水）

議題：取引仕法について
限月について
納会日について

第4回：2005年（平成17年）2月8日（火）

議題：格付表について

第5回：2005年（平成17年）2月22日（火）

議題：価格の単位（呼値・呼値の単位）について
取引数量の単位（取引単位・受渡単位）について
市場管理にかかる事項（値幅制限・証拠金・建玉制限等）について

第6回：2005年（平成17年）3月9日（水）

議題：受渡制度にかかる事項について

第7回：2005年（平成17年）3月23日（水）

議題：コメ取引市場とその会員制度について

第8回：2005年（平成17年）4月27日（水）

議題：コメ上場検討委員会報告書案について(1)

第9回：2005年（平成17年）6月8日（水）

議題：コメ上場検討委員会報告書案について(2)

コメ上場検討委員会

報 告 書

目 次

I.	コメ先物市場の市場設計に関する基本方針	11
II.	コメ先物市場における市場設計案	12
1.	上場商品、標準品、受渡供用品	12
2.	呼値及び呼値の単位	13
3.	取引単位及び受渡単位	13
4.	限月	14
5.	納会日	14
6.	受渡制度	14
7.	値幅制限、証拠金、建玉制限	16
8.	格付表の制定	16
9.	取引仕法	17
10.	コメの取引市場と会員制度	17
主要商品設計（案）		
1.	コシヒカリ	18
2.	きらら 397	19

I. コメ先物市場の市場設計に関する基本方針

1. コメは主要食糧として国民のなじみも深く、生産量、流通量、消費量のいずれをとっても、わが国最大の農産物である。コメ先物市場の市場設計にあたっては、このようなコメの商品特性に留意して、消費地市場としてだけではなく生産地市場としての機能を考慮する。
2. コメの生産・流通及びその使用等に関わる「コメ当業者（生産者、集荷業者、卸売業者、外食・中食業者、量販店、小売店等）」がヘッジ目的で利用できる市場となるよう、コメの現物流通の実態や商慣習と整合性のある市場設計とする。
3. 公正かつ効率的な価格形成に不可欠な高い市場流動性を確保するために、コメ当業者や一般投資家などの市場参加者が、容易に取引に参加できるよう、利便性を十分に考慮した市場設計とする。
4. コメ先物市場の健全な育成が図れるよう、公正な価格形成を実現するために、コメの商品特性を留意して、必要な市場管理の仕組みを用意する。

II. コメ先物市場における市場設計案

コメ先物市場の市場設計に関する基本方針及び上場検討委員会での論議を踏まえ、現段階において、以下のような市場設計案を提案する。

1. 上場商品、標準品、受渡供用品

コメ先物取引においては、以下の名称の 2 商品を上場する。なお、標準品及び受渡供用品の基本条件は、農産物検査法に基づく農産物検査規格水稻うるち玄米 1 等合格品(正味 30kg 紙袋入り)の当年産で、以下の産地品種銘柄のものとする。

(1) コシヒカリ

① 標準品

関東コシヒカリ（茨城コシヒカリ、栃木コシヒカリ、千葉コシヒカリ）

② 受渡供用品（標準品に対して格上格差または格下格差を設ける）

山形コシヒカリ、福島会津コシヒカリ、福島中通りコシヒカリ、福島浜通りコシヒカリ、新潟佐渡コシヒカリ、新潟岩船コシヒカリ、新潟一般コシヒカリ、富山コシヒカリ、石川コシヒカリ、福井コシヒカリ、長野コシヒカリ、滋賀コシヒカリ、三重伊賀コシヒカリ、三重一般コシヒカリ、岩手ひとめぼれ、宮城ひとめぼれ、山形・庄内ひとめぼれ、福島ひとめぼれ、岩手あきたこまち、秋田あきたこまち、山形あきたこまち、山形・庄内はえぬき

(2) きらら 397

① 標準品

北海道きらら 397

② 受渡供用品（標準品に対して格上格差または格下格差を設ける）

北海道ほしのゆめ、北海道ななつぼし、青森つがるロマン、青森むつほまれ、青森ゆめあかり、関東その他指定銘柄

(3) 受渡供用品の品位については、2 等も供用可能とする（格下格差を設ける）。

- (4) また、包装について、現物の流通実態に則して麻袋・樹脂袋等も認める場合、その格差等については今後の検討課題とする。
- (5) 受渡供用品の年産については、前年産米及び翌年産米も供用可能とする。なお、その場合の格差及び供用期限は以下の通りとする。
- ① 前年産米については格下格差を設け、その供用期限は以下の何れかとする。
- (ア) 当年産米の収穫年の12月まで
(平成19年産米の取引において平成18年産米の供用期限は平成19年12月まで)
- (イ) 当年産米の収穫年の翌年3月まで
(平成19年産米の取引において平成18年産米の供用期限は平成20年3月まで)
- ② 翌年産米については同格（格差無し）として、その供用期限は当年産米の収穫年の翌年8月からとする。
(平成19年産米の取引において平成20年産米の供用期限は平成20年8月から)
- (6) 標準品と受渡供用品の格差（銘柄格差、等級格差、年産格差等）については、格付表において、現物取引における市場声価等を基準に、渡し方と受け方の利害関係を考慮して決定する。なお、コメはその流通実態に鑑みて、受渡供用品の範囲や格差は流動的に変更することもあり得る。

2. 呼値及び呼値の単位

- (1) 呼値は60kg（1俵）とする。
- (2) 呼値の単位は10円とする。

3. 取引単位及び受渡単位

- (1) 取引単位は、1枚につき 6,000kg（100俵）とする。
- (2) 受渡単位は、取引単位と同様とする。なお、受渡単位1枚の受渡重量については許容範囲を設けて受渡代金を調整する。

4. 限月

12 ヶ月以内の偶数月による 6 限月とする。

(10 月限、12 月限、2 月限、4 月限、6 月限、8 月限)

5. 納会日

納会日については、2 商品それぞれの納会日を異なる日に設定することを基本として、具体的取引所で検討していくこととする。

6. 受渡制度

(1) 受渡方法・受渡手段

- ① 指定倉荷証券による置き場渡し
- ② 受渡当事者の合意に基づく受渡手段（荷渡指図書、指示書、出荷依頼書等）及び受渡方法（持込み渡し等）

(2) 受渡場所

- ① 倉荷証券により受渡しを行う場合は、下記の指定倉庫のうち、渡し方の選択した倉庫とする。なお、指定倉庫は、所定の設備条件を満たした（社）全国食糧保管協会に加盟する営業倉庫のうち発券許可を有する倉庫とする。
 - (ア) 東京穀物商品取引所が指定した東京近郊（東京、神奈川、埼玉、千葉）の営業倉庫。この場合の運賃格差はない。
 - (イ) 東京穀物商品取引所が指定した受渡供用品の産地における営業倉庫。この場合、運賃格差が必要となる。
- ② 受渡当事者の合意に基づく受渡しを行う場合は、合意した受渡場所とする。この場合、運賃格差等は合意内容に含まれることになる。

(3) 受渡方式

- ① 倉荷証券を用いた通常受渡し方式としては、受け方と渡し方が、納会日以降の受渡日に取引所において倉荷証券と受渡代金の交換を行う「期日受渡し方式」とする。なお、納会日前の一定期間に、渡し方の申し出に応じて、受け方に倉荷証券を強制的に割り当てる「通知受渡し方式」については、市場管理上の問題として、今後の検討課題とす

る。

- ② 受渡当事者の合意に基づく受渡しを行う場合は、以下の受渡方式を用いることとする。

(ア) 早受渡し方式

納会日前に、渡し方または受け方が、先物契約で規定する受渡条件（受渡日を除く）の範囲内において、現物受渡しの希望（渡し希望または受け希望）を取引所に届け出て、その内容を市場掲示して応諾を待ち、応諾者が現れれば、現物受渡しによって決済を終了する方式。なお、この場合、東京穀物商品取引所で行われている E コマース・システムを積極的に活用する。

(イ) 合意(早)受渡し方式

納会日前（合意早受渡し方式）あるいは納会日後（合意受渡し方式）において、受け方と渡し方が、先物契約で規定する以外の受渡条件（受渡品、受渡場所、受渡方法、受渡手段、受渡日等）で受渡しを行うことに同意した場合、当事者の責任において受渡しを行う方式。

- ③ 取引所を経た受渡しではないが、納会日前に、現物市場での売り方と買い方が、お互いの現物取引（売買契約・受渡し等）を裏付けとして、取引所に申出ることによって、先物市場で保有していたヘッジ目的等の建玉を解消（双方が建玉を保有する場合）または移転（片方のみ建玉を保有する場合）させるデリバリー・スワップ方式（海外取引所における EFP と同様の制度）も併せて導入する。

(4) 受渡日・受渡期間

受渡日・受渡期間は、納会日や受渡方式との関係を考慮して決定する。

(5) クレーム処理等

- ① クレーム対象項目は、品種、品質、カドミウム、残留農薬とし、1 袋当たりの量目について目切れがあった場合の対応については今後の検討課題とする。
- ② クレームの申請期間は、受渡日から 15 日以内を限度として、取引所で実務的に検討していくこととする。
- ③ クレームの処理方法は、まず、検体のサンプルを基準サンプルと比較

して、裁定機関であるコメ受渡審査委員会（仮称）における合議を経て決定する。裁定内容や費用負担については、今後の検討課題とする。

7. 値幅制限、証拠金、建玉制限

(1) 値幅制限

値幅制限額は、現段階では、2 商品とも 400 円程度との試算があるが、今後、取引所の市場管理委員会及び理事会の場において議論を詰める必要がある。

(2) 証拠金

取引所が定める取引本証拠金基準額は、呼値、呼値の単位、取引単位、倍率、値幅制限額の試算結果等を考慮すると、現段階では、2 商品とも 60,000 円程度との試算があるが、今後、取引所の市場管理委員会及び理事会の場において議論を詰める必要がある。

(3) 建玉制限

建玉制限は、取引所の市場管理委員会及び理事会において、現物の市場規模や商品特性等を勘案して決定されることになるが、特に、一部の大口委託者に対する建玉制限等については、コメの特殊性のほか、市場流動性との関係も考慮して、別途取引所で検討していくこととする。また、当業者に対する建玉制限緩和等の特例設置についても、今後、取引所で検討していくこととする。

8. 格付表の制定

(1) 格付表の制定機関

格付表は、受託会員、流通業者、メーカー、生産者、検査業者、学識経験者等の有識者から構成される「コメ運営委員会（仮称）」の議を経て、理事会の承認を受けて決定する。

(2) 格付表の制定時期

格付表の制定時期は、コメの新穀限月である 10 月限の新甫発会前である 9 月までとする。なお、新甫発会後であっても、一定の時期（例えば出来秋前後）に格差の見直しを行うこととすることも考えられるので、今後、その必要条件等について検討する。

(3) 特例

経済事情の変動その他の事情により必要が生じたとき、あるいは、不作等により需給バランスが著しく崩れた場合には、コメ運営委員会及び理事会の議を経て、供用品の銘柄の追加、旧年産米の供用期限の延長等を含む格付表の変更を行うことができる特例を設けることとする。

9. 取引仕法

(1) コメ先物取引において用いる取引仕法としては、板合わせザラバ仕法を用いることとする。

(2) 立会いは、以下のように、午前（前場）と午後（後場）に行い、それぞれの立会の開始時（オープニング）及び終了時（クロージング）の取引は板合わせ仕法による単一約定値段の競争取引を行い、その間（ザラバ）の取引は、ザラバ仕法による複数約定値段の競争取引を行うこととする。

- ① 前場オープニング（板合わせ仕法による取引）
- ② 前場ザラバ（ザラバ仕法による取引）
- ③ 前場クロージング（板合わせ仕法による取引）
- ④ 後場オープニング（板合わせ仕法による取引）
- ⑤ 後場ザラバ（ザラバ仕法による取引）
- ⑥ 後場クロージング（板合わせ仕法による取引）

(3) 新たに板合わせザラバ仕法を導入することに伴い、経済事情の激変等の理由により、公正な価格形成や取引の決済等が困難な状況になった場合の特段の市場管理の方法については、別途取引所で検討していくこととする。

10. コメの取引市場と会員制度

(1) コメの先物取引市場は、試験上場を前提とし、その試験上場期間は 3 年間程度とする。

(2) コメ市場の会員制度では、十分な信用力を担保できるよう、純資産等についての会員資格要件を設けることとする。なお、会員加入費用等については、コメ当業者等ができるだけ容易に会員加入できるような水準に設定することが好ましいが、その場合でも、持分等における既存の会員とのバランスについては充分考慮する必要がある。

主要商品設計案

1. コシヒカリ

標準品	農産物検査法に基づく農産物検査規格水稻うるち玄米 1 等合格品（正味 30kg 紙袋入り）の当年産のうち、以下の産地品種銘柄とする。 関東コシヒカリ（茨城コシヒカリ、栃木コシヒカリ、千葉コシヒカリ）
受渡供用品	①農産物検査法に基づく農産物検査規格水稻うるち玄米 1 等合格品（正味 30kg 紙袋入り）の当年産のうち以下の産地品種銘柄のもの。 山形コシヒカリ、福島会津コシヒカリ、福島中通りコシヒカリ、福島浜通りコシヒカリ、新潟佐渡コシヒカリ、新潟岩船コシヒカリ、新潟一般コシヒカリ、富山コシヒカリ、石川コシヒカリ、福井コシヒカリ、長野コシヒカリ、滋賀コシヒカリ、三重伊賀コシヒカリ、三重一般コシヒカリ、岩手ひとめぼれ、宮城ひとめぼれ、山形・庄内ひとめぼれ、福島ひとめぼれ、岩手あきたこまち、秋田あきたこまち、山形あきたこまち、山形・庄内はえぬき ②上記の受渡供用品について、銘柄、等級、年産、包装の異なるものの範囲及びその格差については格付表において別途定める。
呼値	60kg（1 俵）
呼値の単位	10 円
取引単位	1 枚につき 6,000kg（100 俵）
受渡単位	1 枚につき 6,000kg（100 俵）
限月	12 ヶ月以内の偶数月による 6 限月制 （10 月限、12 月限、2 月限、4 月限、6 月限、8 月限）
納会日	きさら 397 の納会日と異なる日に設定する。
受渡日	受渡日は、納会日や受渡方式との関係を考慮して実務的に決定する。
受渡方法	①指定倉荷証券による置き場渡し ②受渡当事者の合意に基づく受渡方法（荷渡指図書による持込み渡し等）
受渡場所	①東京穀物商品取引所が指定した東京近郊（東京、神奈川、埼玉、千葉）または受渡供用品の産地における指定倉庫。 ②受渡当事者の合意に基づく受渡場所
受渡方式	①通常の受渡方式 a) 期日受渡し方式 b) 通知受渡し方式（要検討） ②受渡当事者の合意に基づく受渡方式 a) 早受渡し方式 b) 合意(早)受渡し方式 ※取引所を経た受渡しではないが、海外における EFP と同様の制度であるデリバリー・スワップ方式も導入する。

2. きらら 397

標準品	農産物検査法に基づく農産物検査規格 1 等合格品で、当年産の水稻うるち玄米のうち、正味 30kg 紙袋入りで以下の産地品種銘柄とする。 北海道きらら 397
受渡供用品	①農産物検査法に基づく農産物検査規格水稻うるち玄米 1 等合格品（正味 30kg 紙袋入り）の当年産のうち以下の産地品種銘柄のもの。 北海道ほしのゆめ、北海道ななつぼし、青森つがるロマン、青森むつほまれ、青森ゆめあかり、関東その他指定銘柄 ②上記の受渡供用品について、銘柄、等級、年産、包装の異なるものの範囲及びその格差については格付表において別途定める。
呼値	60kg（1 俵）
呼値の単位	10 円
取引単位	1 枚につき 6,000kg（100 俵）
受渡単位	1 枚につき 6,000kg（100 俵）
限月	12 ヶ月以内の偶数月による 6 限月制 （10 月限、12 月限、2 月限、4 月限、6 月限、8 月限）
納会日	コシヒカリの納会日と異なる日に設定する。
受渡日	受渡日は、納会日や受渡方式との関係を考慮して実務的に決定する。
受渡方法	①指定倉荷証券による置き場渡し ②受渡当事者の合意に基づく受渡方法（荷渡指図書による持込み渡し等）
受渡場所	①東京穀物商品取引所が指定した東京近郊（東京、神奈川、埼玉、千葉）または受渡供用品の産地における指定倉庫。 ②受渡当事者の合意に基づく受渡場所
受渡方式	①通常の受渡方式 a) 期日受渡し方式 b) 通知受渡し方式（要検討） ②受渡当事者の合意に基づく受渡方式 a) 早受渡し方式 b) 合意(早)受渡し方式 ※取引所を経た受渡しではないが、海外における EFP と同様の制度であるデリバリー・スワップ方式も導入する。

付 属 参 考 資 料

目 次

コメ先物市場の市場設計の基本的な考え方及び論点	25
-------------------------	----

1. 上場商品数等	25
-----------	----

- (1) 基本的な考え方
- (2) 上場商品数等についての論点

2. 標準品	26
--------	----

- (1) 基本的な考え方
- (2) 標準品についての論点

3. 受渡供用品	27
----------	----

- (1) 基本的な考え方
- (2) 受渡供用品と格付表についての論点

4. 呼値及び呼値の単位	28
--------------	----

- (1) 基本的な考え方
- (2) 呼値及び呼値の単位についての論点

5. 取引単位及び受渡単位	29
---------------	----

- (1) 基本的な考え方
- (2) 取引単位及び受渡単位についての論点

6. 限月	29
-------	----

- (1) 基本的な考え方
- (2) 限月についての論点

7. 納会日	30
--------	----

- (1) 基本的な考え方
- (2) 納会日についての論点

8. 受渡制度	31
---------	----

- (1) 基本的な考え方
- (2) 受渡制度についての論点

9.	値幅制限、証拠金、建玉制限	33
	(1) 基本的な考え方	
	(2) 値幅制限、証拠金、建玉制限についての論点	
10.	格付表の制定	33
	(1) 基本的な考え方	
	(2) 格付表の制定についての論点	
11.	取引仕法	34
	(1) 基本的な考え方	
	(2) 取引仕法についての論点	
12.	コメの取引市場と会員制度	35
	(1) 基本的な考え方	
	(2) コメの取引市場と会員制度についての論点	
資料1:	コメの銘柄間の価格関係に関する分析	37
資料2:	コメの現物取引に関する調査結果	44
資料3:	コメの価格変動リスクに関する分析	54
資料4:	上場商品別の想定されるカバー率	57
資料5:	東京米穀商品取引所におけるコメ先物取引の取引要綱	59
参考文献		62

コメ先物市場の市場設計の基本的な考え方及び論点

1. 上場商品数等

(1) 基本的な考え方

- ① 現在、日本で取引されているコメの銘柄は極めて多いが、コメ先物市場に、高い市場流動性を確保するためには、上場商品に市場参加者の資金量を集中させる必要がある。そこで、用途、価格変動パターン、価格水準などが比較的同質的な銘柄群については同一市場で取引することが望ましい。
- ② 他方、コメの銘柄間の関係において、用途等の商品特性が異質で、価格変動パターンや価格水準等も異なるため、特定の銘柄を標準品とした一つの商品の先物市場だけではヘッジ需要を満たすことができないので、ある程度まとまった数量をカバーする商品群がある場合には、複数の商品群を別々に上場する必要がある。

(2) 上場商品数等についての論点

- ① 現在のコメ流通において、コメの銘柄は、価格変動パターン及び価格水準等についての計量的な検証結果ならびにコメ当業者の認識から、以下の4グループに分類することができる。
 - (ア) 魚沼コシヒカリ単独の超高価格品グループ
 - (イ) コシヒカリを中心として家庭用から業務用まで用途が多岐にわたる銘柄のグループ（以下「コシヒカリ等のグループ」とする）
 - (ウ) ヒノヒカリ等の主として西日本で地産地消される銘柄のグループ
 - (エ) きらら397やむつほまれ等を中心として主に業務用（加工・外食・中食）に用いられるグループ（以下「きらら397等のグループ」とする）
- ② また、市場流動性の見地から、公正な価格形成を実現するためには、上場商品数を少なくしたほうがよい。この結果、受渡供用品のキャパシティも拡大し、ファンド等の買い占めが困難になるという効果も期待できる。
- ③ さらに、現在の商品先物市場には、多様な資金が流入しており、市場間・商品間の裁定取引が増えているという実態がある。コメについて

も2商品程度はあった方が、裁定機能が効率的に働き、市場参加者にとっての利便性が向上する。

- ④ なお、上場商品の名称は、その標準品について、現物流通で用いられている産地品種銘柄を用いるか、あるいは「コシヒカリ」や「きらら397」のような品種名のみを用いることが考えられる。この他にも、これらについて、それぞれ「上米」や「並米」という名称を用いてはどうかという意見もある。

参照

「資料1：コメの銘柄間の価格関係に関する分析」

「資料2：コメの現物取引に関する調査結果」

2. 標準品

(1) 基本的な考え方

- ① コメ先物取引において、標準品となりうる銘柄は、以下の要件を満たす必要がある。
- (ア) プライスリーダー的な役割を果たしていること。
 - (イ) 広域流通銘柄であること。
 - (ウ) 価格変動リスクがある程度大きく、ヘッジニーズがあること。
 - (エ) 受渡供用品となる銘柄に対して価格の連動性が強く、市場評価（標準品に対する受渡供用品の相対的な位置付け）が時間を通じて安定しており、格差を設定できること。
 - (オ) 十分な流通量があること。
 - (カ) 世間一般の認知度が高いこと。
- ② なお、標準品を決定する方法としては、(ア)単一銘柄を標準品として設定する方法と、(イ)現物取引において代替性が高く、価格変動パターンや価格水準も同等の複数の銘柄をグループとして標準品に設定する方法がある。

(2) 標準品についての論点

- ① 上記1(2)①(イ)の「コシヒカリ等のグループ」の中では、標準品の要件を満たす銘柄として、「新潟一般コシヒカリ」、「関東コシヒカリ（茨城コシヒカリ、栃木コシヒカリ、千葉コシヒカリ）」、「秋田あき

たこまち」が挙げられる。特に、「新潟一般コシヒカリ」は知名度及び広域流通性において優れており、「関東コシヒカリ」は価格の指標性に優れていると認識されている。なお、「関東コシヒカリ」については、関東3県のコシヒカリのグループを標準品にして、その平均価格を取引するという考え方の他に、「栃木コシヒカリ」を単独銘柄として標準品にするという考え方もある。いずれにせよ、標準品は、現物取引の実態を考慮して、指標性や人気度等に鑑みて決定した方が良い。

- ② 上記1(2)①(エ)「きらら397等のグループ」の中では、知名度、広域流通性、価格の指標性の全てにおいて「北海道きらら397」が標準品の要件を満たすと考えられている。

参照

「資料2：コメの現物取引に関する調査結果」

「資料3：コメの価格変動リスクに関する分析」

3. 受渡供用品

(1) 基本的な考え方

- ① 受渡供用品は、標準品との価格連動性が強く、市場評価も時間を通じて安定しているものに限定される。また、受渡供用品の銘柄数は、公正な取引を担保するのに十分な量を確保することを前提に、買い方にとっても現物受渡し決済を行う際に不利にならないような範囲で設定する。なお、受渡供用品には、銘柄以外にも等級、年産、包装等の異なるものが含まれる。
- ② 受渡供用品の格差や供用期限等は格付表で制定する。また、格差については、コメ価格センター等の現物取引での市場声価を基準に、渡し方と受け方の利害関係を考慮して決定する。

(2) 受渡供用品と格付表についての論点

- ① 受渡供用品として日本全国の銘柄をカバーする必要はない。また、その範囲は、銘柄別の生産量、流通量、流通実態等の見地から決定することとし、最終的に日本のコメの全生産量・流通量に対して一定量がカバーできれば良い。
- ② 等級については、現物流通に鑑みて、2等まで受渡供用品に加えて問題ない。

- ③ 年産については、現物流通では、表示制度との関連もあり、旧年産米は当年産米とは別物と捉えられている実態がある。しかし、旧年産米を受渡供用品に加えない場合、市場管理上、弊害が生じる恐れもあることから、受渡供用品に加えることとする。なお、その場合の格差や供用期限については格付表の制定時において慎重に検討する。
- ④ 包装について、現物取引では、紙袋以外にも樹脂袋や麻袋、あるいはフレコン等が用いられており、包装格差が設定されている。先物取引においても、紙袋以外の包装については、現物取引と同様に格差を設定したり、現物受渡し時に受け方の不利にならないよう、受け方と渡し方において合意があった場合には認めるということを検討する。

参照

「資料 1：コメの銘柄間の価格関係に関する分析」
「資料 2：コメの現物取引に関する調査結果」
「資料 3：コメの価格変動リスクに関する分析」
「資料 4：上場商品別の想定されるカバー率」

4. 呼値及び呼値の単位

(1) 基本的な考え方

- ① 呼値については、コメの現物流通や商慣習との整合性を考慮して、コメ当業者にとって馴染みのある大きさにする必要がある。
- ② 呼値の単位については、想定される 1 日あたりの価格変動の大きさを基準に設定する必要がある。

(2) 呼値及び呼値の単位についての論点

- ① 玄米の取引における価格の単位としては、「円/60kg（俵）」が一般的である。
- ② 想定される 1 日当たりの価格変動幅の大きさはコメの銘柄ごとに異なるが、最大でも 60kg 当たりで 400 円弱と試算されることから、価格の刻み幅である呼値の単位は 10 円単位が適当である。

参照

「資料 2：コメの現物取引に関する調査結果」

5. 取引単位及び受渡単位

(1) 基本的な考え方

- ① 取引単位及び受渡単位については、現物取引における契約単位や、貨物の取扱い、倉庫保管の状況等、現物流通の実態や商慣習と整合性のとれたものにする。
- ② 取引単位については、コメのような基幹作物であり、また、農産物の先物取引における東京穀物商品取引所の地歩から見て、あまり小口化することは適当でないが、反面、丸代金や証拠金水準との関係から見て、市場参加者の参加意欲を阻害しないよう（即ち他の上場商品と比較して大きくなりすぎないように）に配慮する必要がある。
- ③ 受渡単位については、現物流通の実態及び現物受渡しの円滑化に鑑みて必要と判断された場合には、受渡重量についての許容範囲を設けることを検討する。

(2) 取引単位及び受渡単位についての論点

- ① コメの現物取引における契約単位は、トラックやコンテナ等の輸送単位である、80 俵、90 俵、100 俵、160 俵、180 俵、200 俵等が一般的である。なお、倉庫保管の単位は、各倉庫のパレットの大きさによって異なる。
- ② 受渡重量の許容範囲について、1 袋当たりの重量に関する許容範囲は検査規格上設けられていない。しかし、1 受渡単位当たりの契約袋数の不足については、商慣習上、許容されることがあり得る。

参照

「資料 2：コメの現物取引に関する調査結果」

6. 限月

(1) 基本的な考え方

- ① 限月については、コメ当業者が経営上の意志決定を行うに当たって必要であると思われる期間を考慮して決定する。
- ② 限月数については、コメ当業者にとっての利便性の向上と、市場流動性の分散を防止することとのバランスを考慮して決定する。
- ③ 限月を設定する月については、(ア) コメ当業者にとって、播種・収穫・

販売・決済・決算等の見地から重要な月、(イ) 現物受渡しのニーズがある月、(ウ) 価格変動リスクが高い月、などが候補となるが、一方、一般投資家の立場から見ると、年間を通じて分かりやすい限月間隔とすることが望ましい。

(2) 限月についての論点

- ① コメの生産者にとっての生産サイクルや、集荷業者や卸業者とユーザーとの間の販売契約（「年間一本契約」等）の実態に鑑みると、コメ当業者にとって、経営計画上、最低限 1 年程度先までの限月が必要である。
- ② 限月数については、今までの取引所における経験知に鑑みると、6 限月前後が望ましい。
- ③ 限月の設定月について、収穫月（10 月、11 月、12 月）、決済月（3 月、6 月、11 月、12 月）、全農との年間相対契約の引取り期限の月（6 月、10 月）、流通在庫の報告期限で梅雨入りの月（6 月）等が候補となる。端境期の限月については、実質的な当年産米の出回り月として 9 月は重要であるとの意見がある一方で、この時期の出回り数量は限定されており、市場管理上、懸念が生じる恐れがある。市場参加者にとっては、むしろ 8 月に限月を設定した方が、旧年産米の限月として 10 月以降の当年産米の限月との違いが明確になる。
- ④ 限月の設定については、重要な月を多くカバーしている偶数月による隔限月制の方が、市場参加者にとって分かりやすく、限月間のスプレッド取引等も行いやすいという意見もある。

参照

「資料 2：コメの現物取引に関する調査結果」

7. 納会日

(1) 基本的な考え方

納会日については、受渡日や現物受渡しのスケジュール等、専門的視点も踏まえて決定すべきものであろう。また、納会日が近づくと、現物受渡しに対する思惑から価格変動が大きくなることもあるので、市場管理との関係も充分考慮しておく必要がある。

(2) 納会日についての論点

- ① コメについて、複数の商品を上場する場合には、商品間の裁定取引の解消等に起因する相場変動を回避するためにも、それぞれの納会日を異なる日に設定する必要がある。
- ② なお、限月の設定は、納会日とも深く関わってくるため、この点についても予め検討しておくことが必要である。

8. 受渡制度

(1) 基本的な考え方

- ① 当業者にとって、先物取引を利用する本来の目的は価格変動リスクをヘッジすることであり、通常は反対売買による差金決済によって取引が終了する。現物受渡しは、先物取引の本来の目的ではなく、現物受渡しによる決済比率はごく僅かであるが、先物市場と現物市場とのリンクを担保するという点で重要な意味を持っている。
- ② 先物取引を現物受渡し決済で終了する場合には、実質的に現物市場となる。そのため、円滑な現物受渡しを実現するために、(ア)現物取引との整合性、(イ)先物取引特有の「顔の见えないもの同士の取引」という事情、(ウ)十分な受渡品の供給量と渡し方・受け方双方の公平性の確保、(エ)市場管理との関連、等の諸要素を考慮して、規範性の高い受渡システムを構築する。
- ③ 先物取引の受渡しにおいて、倉荷証券を受渡手段として用いる場合には、取引所が定めた受渡場所における指定倉庫での「置き場渡し」が基本になる。しかし、コメの現物取引では、渡し方が受け方の指定する倉庫や搗精工場への「持込み渡し」が基本であるため、これらの商慣習との矛盾が顕在化するのを回避するためにも、受渡制度自体の柔軟化・多様化を図る必要がある。
- ④ 受渡日や受渡期間は、納会日や受渡方式等との関係を勘案して決定することとし、クレーム処理については、その対象項目、申請期間、手続き等について、現物取引における処理の方法と整合性がとれる内容とする。

(2) 受渡制度についての論点

- ① 受渡手段としては、法的拘束力、譲渡性、発券倉庫の信頼性等において有価証券である倉荷証券が適当であるが、現在のコメ流通の中では、

一般的に「荷渡指図書」、「指示書」、「出荷依頼書」等の簡便な書類が用いられていることから、これらの受渡書類を用いた現物受渡しも可能とする仕組みを用意する必要がある。

- ② 受渡場所は、コメの最大の消費地であり、搗精工場も多く所在する東京近郊を基準地とすることが適当である。しかし、(ア) 大部分のコメ在庫が産地倉庫にある実態、(イ) 生産者及び集荷業者にとっての容易なヘッジオペレーションの実現、(ウ) 広範囲な市場参加者の存在、等を勘案すると、運賃格差を設定した上で、産地に受渡場所を拡大することも検討する必要がある。
- ③ 指定倉庫について、農業倉庫は、農業倉庫業法に基づき倉荷証券（農業倉庫証券）を発券できるが、先物市場の受渡しを通じて、一般の者がコメの寄託者になることは、農業倉庫の本来の主旨に反するだけでなく、保管期間等でも制約があることから、指定倉庫にすることは適当ではない。また、指定倉庫には、定温・定湿等の設備が必須であるが、この点において、政府米の保管を行っている(社)全国食糧保管協会に加盟する営業倉庫は指定倉庫の要件を満たしている。
- ④ 先物市場における受渡しは、本来、規範性はあるが画一的であるという制約がある。コメは、銘柄数が多く、産地も幅広い等の商品特性があることに加えて、現物取引では、渡し方が受け方の指定する倉庫や搗精工場へ「持込み渡し」を行うことを基本とする商慣習もあることから、受渡当事者間の合意に基づく合意受渡制度や、海外における EFP のように、現物市場での売買契約等と先物市場での建玉をスワップするデリバリー・スワップ等の制度の導入が不可欠である。なお、予備納会的な通知受渡し制度を導入することについては、市場管理の問題として、受託会員の業務や市場への影響、当業者のニーズ等を精査した上で検討することが必要である。
- ⑤ クレーム処理に関して、品質に対するクレームは、現物取引においても、流通過程や保管状態における変化や、格付け自体への疑義によって起こりうることから、第三者機関に検査を委託して、その結果を参考に処理することが現実的である。品種については、JAS 法との関連で、混入には非常に厳しい対応を迫られている現物流通の実態に鑑みて、一部に全ての受渡品について DNA の事前検査を義務付けるという考えもあるが、基本的には農産物検査によって品種が担保されていることや、DNA 検査のコストを考えると、クレーム処理で対応することが基本となろう。また 1 袋あたりの量目は、基本的に目切れはないと考えられるが、あった場合の具体的な対応方法は別途検討するべきも

のであろう。

参照

「資料2：コメの現物取引に関する調査結果」

9. 値幅制限、証拠金、建玉制限

(1) 基本的な考え方

- ① 値幅制限額について、コメ先物取引の開始当初は、全国米穀取引・価格形成センター（以下「コメ価格センター」）等の現物価格のデータを基礎として、統計的な手法を用いて決定する。
- ② 取引履行の担保である証拠金の額（取引本証拠金基準額）については、既存上場商品と同様に、呼値、呼値の単位、取引単位、値幅制限額等を基礎として決定する。
- ③ 建玉制限は、特定の市場参加者による、資金力等を背景とした市場操作・価格操作等を未然に防止するため、現物の市場規模（生産量、流通量、輸入量等）や商品特性等を勘案して決定する。特に、コメの場合は、一部の大口委託者に対する建玉制限の在り方等についても検討しておく必要がある。このほか、当業者に対する建玉制限緩和等の特例設置についても、既存の上場商品と同様に検討する必要がある。

(2) 値幅制限、証拠金、建玉制限についての論点

- ① コメ先物取引の開始当初等は、取引の担保である証拠金額を高めに設定して、徐々に引き下げていくことが望ましいという意見がある。その一方で、証拠金が高いと、市場の流動性が減り、価格形成やヘッジの有効性が阻害される恐れがあるので、今までと同様の方法で決定して良いという意見もある。
- ② 建玉制限は、上場商品の市場規模等によって決定するのが基本であるが、コメの場合、その商品としての重要性に鑑み、市場管理の面で他の上場商品とは異なるルールを設けることについて、別途検討しておく必要があろう。

10. 格付表の制定

(1) 基本的な考え方

- ① 格付表は、受渡供用品の範囲と標準品に対する格差を規定する。その

制定にあたっては、予定格差主義・固定格差主義に基づき、当該限月の売買取引が開始される以前（新甫発会前）に予め決定し、原則として限月の売買取引の途中や受渡しの際に変更されることはない。コメの取引を 12 ヶ月以内の 6 限月制で行う場合には、新穀限月である 10 月限の新甫発会前である前年の 9 月頃までに決定する必要がある。

- ② 一般的に、標準品に対する「格上品」の格差（割増金・プレミアム）は、現物取引における平均的な格差以下の額に設定し、標準品に対して「格下品」の格差（割引金・ディスカウント）は、現物取引における平均的な格差以上の額に設定する。
- ③ 格付表は、原則として、上記①にあるように限月の売買取引の途中に変更されることはないが、当該経済事情の変動や不作等によって著しく需給バランスが崩れた場合には変更を可能とする等の特例措置を講ずる必要がある。

(2) 格付表の制定についての論点

- ① 戦前のコメ先物取引は 3 限月制であったため、1 年間に 2 回の格付表制定の機会があった。また、輸入農産物が中心である既存上場商品の場合は、格付表を 1 年間変更しなくても特段の問題が生じなかった。しかし、国内商品であるコメの場合は、特例時はもとより平常時であっても、出来秋前後等に格差の見直し作業を行うかどうかについて検討する必要がある。
- ② 先物市場における現物受渡しはあくまでも例外的な決済方法であり、受渡品や受渡場所等について選択権を持つ渡し方が受け方に対して一方的に優位にならないよう、両者のバランスをとる額に格差を設定する必要がある。そのため、先物市場における格付表の格差は現物取引における格差と必ずしも等しいとは限らない。

参照

「資料 5：東京米穀商品取引所におけるコメ先物取引の取引要綱」

11. 取引仕法

(1) 基本的な考え方

- ① コメ先物取引では、(ア) コメ当業者の抱える多様なリスクヘッジニーズに対して柔軟な対応が可能であり、(イ) 効率的な価格形成に不可欠

な高い市場流動性を確保するために、想定される多くの市場参加者にとって馴染みが深く、(ウ) 電子化・IT化された取引システムとも親和性の高い取引仕法を用いることとする。

- ② コメ先物取引において用いられる取引仕法については、適切な市場管理や市場監視の方法について十分検討する必要がある。

(2) 取引仕法についての論点

- ① コメの場合、将来的にはオプション取引に対するニーズが高まることが予想されることに加え、限月間や商品間の裁定取引が活発に行われる可能性も高いことを考慮すると、コメ先物取引についてはザラバ仕法を用いる方が合理的である。
- ② コメ先物取引については、海外を含めた投資家の関心も高く、その多くが証券取引及び海外市場で一般に用いられているザラバ仕法に馴染みがある。また、昨今のインターネット取引の増加や ISV システムによる取引所への直接的な注文入力に対する要望が強いことを考えると、これらの電子取引システムと親和性の高いザラバ仕法を採用せざるを得ない。
- ③ ただし、ザラバ取引においても、特に取引の開始時及び終了時には、市場全体の気配となりうる明瞭かつ公正な一本値の価格指標の存在が、取引の円滑化にとって不可欠であることから、取引の開始時及び終了時には、別途、板合わせ仕法を併用することが望ましい。
- ④ なお、何れの取引仕法においても、注文の発注方法やデイトレード等の悪用がないよう、その対応策や市場監視の方法等について検討していく必要がある。

12. コメの取引市場と会員制度

(1) 基本的な考え方

- ① コメを上場する方法としては、新たにコメ取引所を新設する方法の他に、(ア)東京穀物商品取引所において新たにコメ市場を開設する方法と、(イ)東京穀物商品取引所の農産物市場にコメを商品として追加する方法がある。その選択にあたっては、コメは既存商品とは異なり生産地市場と消費地市場の性格を併せ持つことや、相当程度の取引規模が予想されること、さらに、コメ当業者の新たな会員加入のニーズに対する対応等を考慮して決定する。
- ② コメ市場の会員制度については、コメ当業者等の新たな会員加入の申

請に対して柔軟に対応できる仕組みを構築する。具体的には、出資金や加入金の引き下げ等、会員資格要件の見直しが必要となるが、その場合でも、市場取引の安全性の担保や持分等における既存の会員とのバランスを考慮する。

(2) コメの取引市場と会員制度についての論点

- ① 東京穀物商品取引所は、戦後、コメ取引の再開を趣旨として設立された経緯から、現在の一般会員 85 名のうち 20 名を超える者がコメの当業者であり、上記(1)①(ア)(イ)いずれの方法であっても、商品取引所法における商品市場開設の認可基準の一つである「商品取引所の会員であって、当該商品市場において取引を行おうとしている者が 20 以上あり、その過半数が当業者であること」に適合している。
- ② コメの先物市場への上場は、とりあえず「試験上場」、即ち、通常 3 年程度の試験上場期限を設けた「期限付コメ市場」の開設とする。この試験上場期間中に、必要に応じて市場設計の見直し等を行うこともある。試験上場期限の経過後、取引が順調に行われている場合には、正式に本上場に移行することになるが、その際に、会員資格要件等の調整はあり得る。
- ③ なお、コメ当業者が容易に会員加入することが出来るような措置を講ずることができれば、現在、砂糖市場において設けられているような準会員制度を別途設ける必要性は少なくなると思われるが、何れにせよ、コメ卸業者や生産者団体等の具体的要望もよく確認の上、今後検討する必要がある。

コメの銘柄間の価格関係に関する分析

I. 分析目的及び分析方法

1. 目的

コメの銘柄間の価格関係について、価格変動パターンと価格水準の両面から分析する。

2. 分析方法

(1) 価格変動パターンによるコメの銘柄のグルーピング

コメの代表的な銘柄について、同様の価格変動パターンを持つ銘柄のグルーピングを行う。なお、グルーピングに当たってはクラスター分析を用いる。（参照：Ⅲ）

(2) 価格水準に基づくコメの銘柄の並び替え

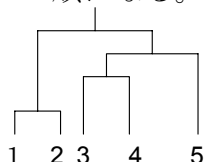
上記(1)の銘柄について、価格水準に基づき降順に並び替え、各銘柄間の価格関係を検証する。（参照：Ⅳ）

(3) 銘柄分類表の作成

上記(1)及び(2)の結果をもとに、価格変動パターンと価格水準の似通っている銘柄を分類する。

＜参考＞クラスター分析

- (1) クラスター分析とは、多変量解析の手法のひとつで、異なる性質のものどうしが混ざり合っている集団（対象）の中から、似ているデータ同士は同じ振る舞いをするという前提のもとに、互いに似たものを集めて集落（クラスター）を作り、対象を分類しようという方法を総称したもの。
- (2) クラスター分析における似たものの判断は、それぞれのデータから個体間の距離を求め、距離の近いものを順番に同じクラスターとしてまとめていき、最終的にはひとつのクラスターになるまで続けていく。距離が近ければ近いほど“似ている”ことになり、下図で見た場合、「1. 2」の関係が一番近く（即ち、似ている）、次いで「3. 4」、「(3. 4)、5」、「(1. 2)、(3. 4. 5)」の順になる。



Ⅱ. 利用データ

1. 日経新聞のコメ価格データ（毎週1回火曜日掲載）

(1) 条件

1等、仲間、包装込み、東京持込み、60キロ、高値・安値の平均価格

(2) 銘柄（下記の18銘柄）

福島会津コシヒカリ、福島中通りコシヒカリ、茨城コシヒカリ、栃木コシヒカリ、千葉コシヒカリ、新潟魚沼コシヒカリ、新潟一般コシヒカリ、富山コシヒカリ、長野コシヒカリ、宮城ササニシキ、岩手あきたこまち、秋田あきたこまち、岩手ひとめぼれ、宮城ひとめぼれ、福島ひとめぼれ、山形庄内はえぬき、北海道きらら397、青森むつほまれ

(3) 期間

平成8年1月9日～平成16年12月28日

2. コメ価格センターの指標価格（基本取引）

(1) 条件

1等、包装代・消費税等含めず、東京持込み、60キロ、指標価格

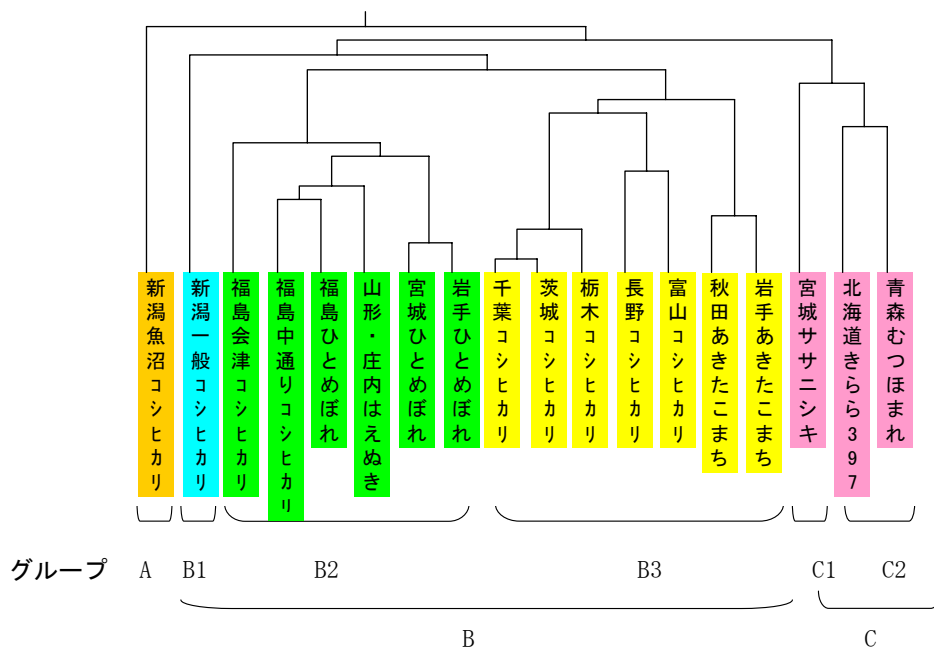
(2) 銘柄（下記の33銘柄）

山形コシヒカリ、福島中通りコシヒカリ、福島会津コシヒカリ、福島浜通りコシヒカリ、茨城コシヒカリ、栃木コシヒカリ、千葉コシヒカリ、新潟魚沼コシヒカリ、新潟一般コシヒカリ、新潟岩船コシヒカリ、新潟佐渡コシヒカリ、富山コシヒカリ、石川コシヒカリ、福井コシヒカリ、長野コシヒカリ、岩手ひとめぼれ、宮城ひとめぼれ、庄内ひとめぼれ、福島ひとめぼれ、岩手あきたこまち、秋田あきたこまち、山形あきたこまち、山形はえぬき、庄内はえぬき、福岡ヒノヒカリ、佐賀ヒノヒカリ、熊本ヒノヒカリ、大分ヒノヒカリ、北海道きらら397、北海道ほしのゆめ、青森むつほまれ、青森つがるロマン、青森ゆめあかり

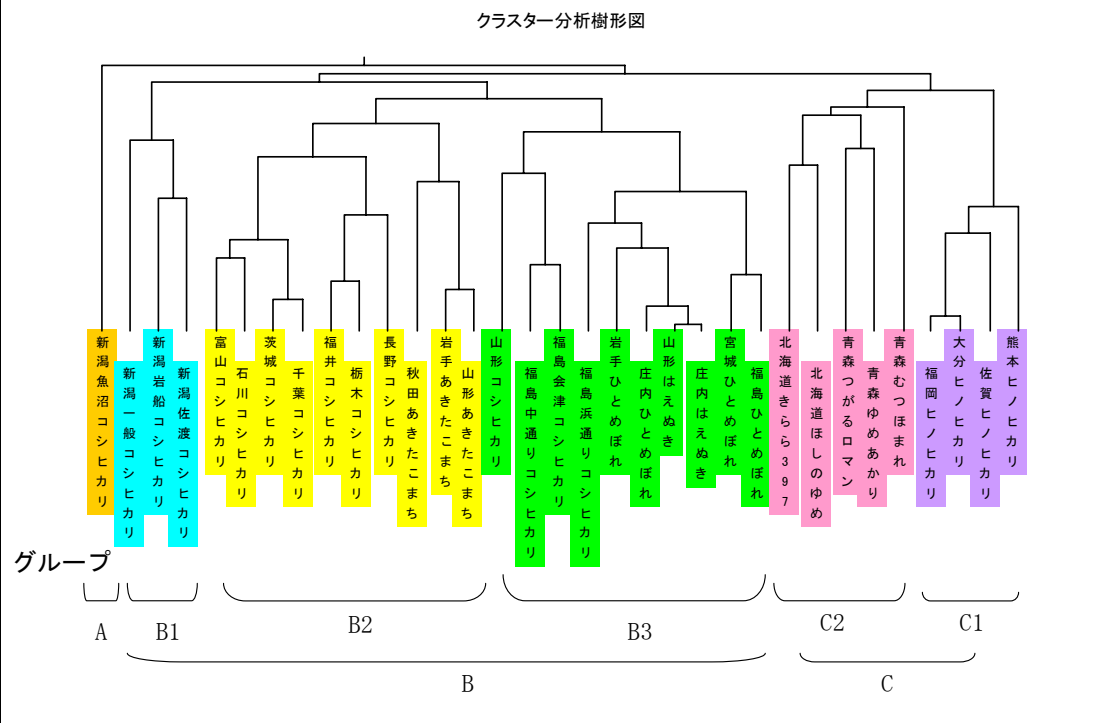
(3) 期間

平成10年8月27日～平成16年12月17日

Ⅲ. クラスタ分析結果（1）…日経新聞の価格データ



Ⅲ. クラスタ分析結果（２）…コメ価格センターの指標価格



Ⅳ. 価格水準分析結果（１）…日経新聞の価格データ

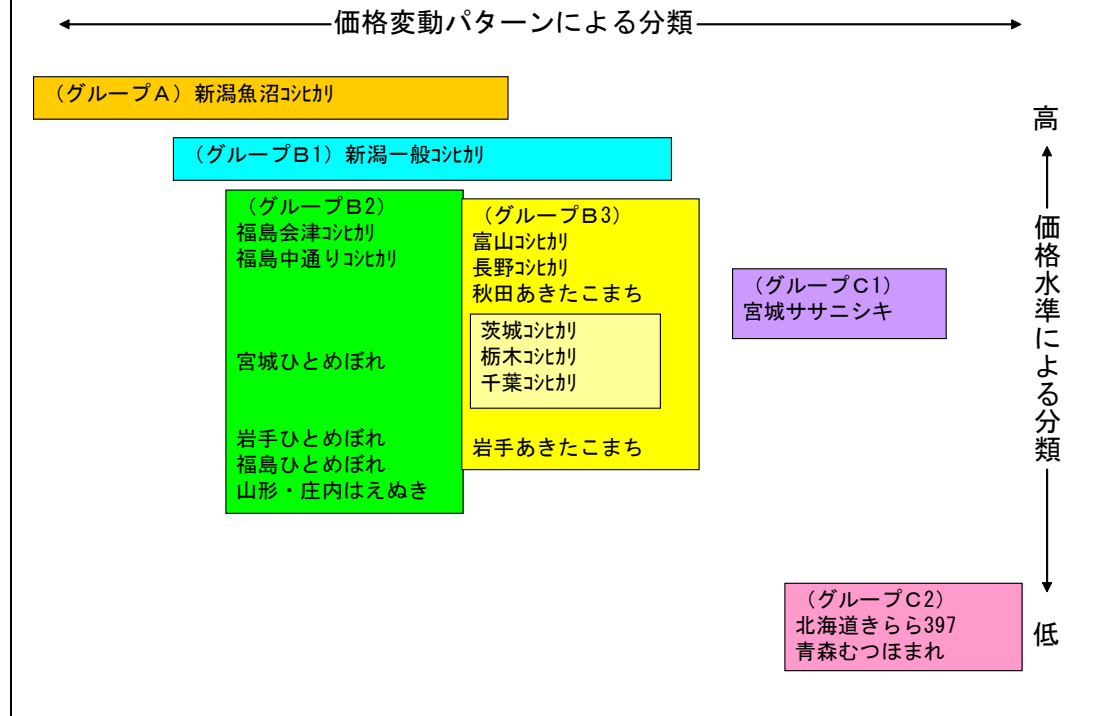
	平均	最大	最小	変動幅	標準偏差
新潟魚沼コシヒカリ	28,629	41,500	22,400	19,100	4,322
新潟一般コシヒカリ	19,674	27,250	17,000	10,250	2,283
福島会津コシヒカリ	18,505	24,500	14,800	9,700	1,892
富山コシヒカリ	18,019	24,300	14,300	10,000	1,914
福島中通りコシヒカリ	17,492	24,300	14,400	9,900	1,892
長野コシヒカリ	17,342	23,000	14,100	8,900	1,672
宮城ササニシキ	17,097	19,750	15,100	4,650	1,261
秋田あきたこまち	16,988	24,000	14,300	9,700	1,935
茨城コシヒカリ	16,773	23,300	13,800	9,500	1,884
栃木コシヒカリ	16,748	23,300	13,700	9,600	1,861
宮城ひとめぼれ	16,723	24,000	14,100	9,900	2,003
千葉コシヒカリ	16,691	23,150	13,500	9,650	1,856
岩手あきたこまち	16,542	23,300	14,750	8,550	1,903
岩手ひとめぼれ	16,473	23,300	14,000	9,300	1,796
福島ひとめぼれ	16,460	22,800	14,000	8,800	1,712
山形・庄内はえぬき	16,408	22,700	13,700	9,000	1,741
北海道きらら397	14,679	20,250	12,000	8,250	1,451
青森むつほまれ	14,291	17,700	12,400	5,300	962

IV. 価格水準分析結果（2）…コメ価格センターの指標価格

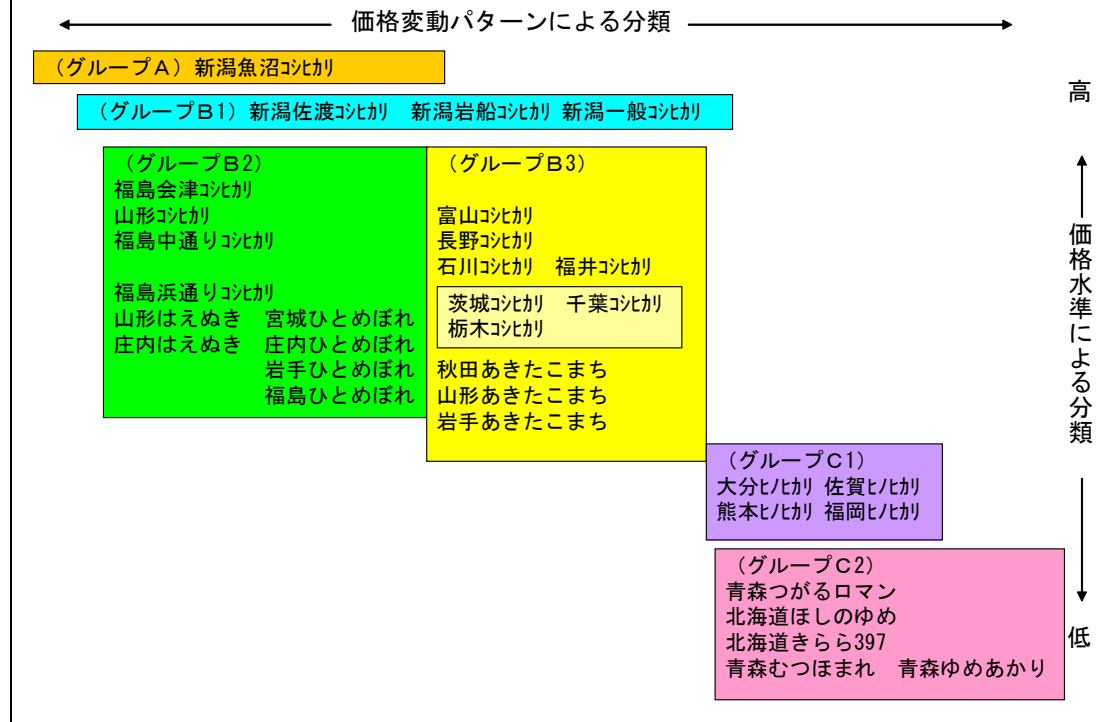
	平均	最大	最小	変動幅	標準偏差
新潟魚沼コシヒカリ	28,819	41,143	23,067	18,076	4,546
新潟佐渡コシヒカリ	21,516	27,658	19,501	8,157	2,076
新潟岩船コシヒカリ	21,097	27,701	19,200	8,501	2,117
新潟一般コシヒカリ	20,360	27,349	18,500	8,849	2,147
福島会津コシヒカリ	19,151	25,679	16,800	8,879	2,061
山形コシヒカリ	18,866	24,853	16,582	8,271	1,973
富山コシヒカリ	18,406	25,709	16,701	9,008	2,117
福島中通りコシヒカリ	18,126	25,551	15,307	10,244	2,012
長野コシヒカリ	17,942	24,358	16,000	8,358	2,004
石川コシヒカリ	17,835	24,510	16,141	8,369	1,939
福井コシヒカリ	17,763	24,587	16,300	8,287	1,914
千葉コシヒカリ	17,527	24,877	15,650	9,227	2,102
茨城コシヒカリ	17,525	24,173	15,680	8,493	1,969
福島浜通りコシヒカリ	17,404	23,705	14,811	8,894	1,843
栃木コシヒカリ	17,388	24,690	15,800	8,890	1,956
秋田あきたこまち	17,300	25,114	15,353	9,761	1,962
山形はえぬき	17,115	23,637	15,245	8,392	1,978
宮城ひとめぼれ	17,039	25,618	15,005	10,613	2,130

庄内はえぬき	16,976	23,483	15,106	8,377	1,971
庄内ひとめぼれ	16,944	23,682	15,102	8,580	1,921
岩手ひとめぼれ	16,917	24,891	15,002	9,889	2,008
山形あきたこまち	16,812	24,031	15,176	8,855	1,933
福島ひとめぼれ	16,746	24,046	14,750	9,296	2,020
岩手あきたこまち	16,684	24,333	15,007	9,326	1,936
大分ヒノヒカリ	16,317	21,789	14,500	7,289	1,733
佐賀ヒノヒカリ	16,260	21,720	14,300	7,420	1,664
福岡ヒノヒカリ	16,148	21,797	14,500	7,297	1,672
熊本ヒノヒカリ	16,008	20,556	14,503	6,053	1,220
青森つがるロマン	15,971	21,416	14,000	7,416	1,714
北海道ほしのゆめ	15,537	20,990	13,003	7,987	1,704
北海道きらら397	14,989	20,580	12,905	7,675	1,618
青森むつほまれ	14,371	18,798	12,501	6,297	1,302
青森ゆめあかり	14,297	16,722	13,000	3,722	733

V. コメの銘柄分類表 (1) …日経新聞の価格データ



V. コメの銘柄分類表 (2) …コメ価格センターの指標価格



VI. 分析結果

1. コメの各銘柄は、上記Ⅲ及びⅣの分析結果に基づき、価格変動パターンおよび価格水準を勘案すると、Ⅴのように分類することができる。
2. なお、茨城コシヒカリ、栃木コシヒカリ、千葉コシヒカリの所謂「関東コシヒカリ」は、価格変動パターンおよび価格水準の両面において非常に似通っていると考えることができる。

コメの現物取引に関する調査結果

I. 調査目的及び調査対象

1. 調査目的
コメ先物市場の市場設計を行う際、現在のコメの現物流通と矛盾がないよう、必要な事項について、ヒアリングや調査票等による調査を実施した。
2. 調査対象
コメ生産者、集荷業者、コメ卸売業者、コメユーザー（外食・中食・加工・量販・小売り等）
3. 調査内容
 - コメの銘柄に関する意識調査
 - コメの生産・流通等における重要月についての調査
 - コメの現物取引における商慣習についての調査

Ⅱ．コメの銘柄に関する意識調査について

1. 調査項目

コメ先物市場における上場商品数、標準品、受渡供用品を決定する上で必要な下記の項目についての意識調査を行った。なお、コメの品種や産地に対する世間一般の認知度については、農林水産省による調査結果（「平成14年度第2回食糧モニター定期調査結果」）を参考にした。

- (1) コメ当業者は、コメのグルーピングをどのように考えているか。
- (2) コメの価格決定において指標性の高い銘柄（プライスリーダー的な役割を担う銘柄）は何か。
- (3) 流通範囲が特定の地域に限定されておらず広域に流通している銘柄（広域流通銘柄）は何か。
- (4) 世間一般の認知度が高い品種・銘柄は何か。

2. 調査結果

(1) コメのグルーピングについて

一般的にコメの銘柄は以下のように4グループに分類できると捉えている。

- ① 魚沼コシヒカリ単独の超高価格帯グループ
- ② コシヒカリを中心として家庭用から業務用まで用途が多岐にわたる高価格帯グループ
(このグループ内においても、業務用途を主とする関東コシヒカリを中心とした比較的低価格な層と、小売用途を主とする福島／北陸コシヒカリを中心とする比較的高価格の層とに区別することもある)
- ③ ヒノヒカリ等の主に西日本で生産・消費される中価格帯グループ
- ④ きらら397・むつほまれ等を中心として業務用（加工用・外食・中食）に用いられる比較的低価格帯のグループ

なお、コメをグルーピングする場合、地域差（土壌、気象条件、栽培方法等）が品質に与える影響も大きいため、銘柄だけでなく、地域の選択を行い品質確定の上、グループ分けする必要があるという意見もある。

(2) 指標性の高い銘柄について

コメの現物取引では、一般的に指標性の高い銘柄は以下の3銘柄と捉えられている。

① 関東コシヒカリ

(茨城コシヒカリ、栃木コシヒカリ、千葉コシヒカリの総称)
ただし、関東コシヒカリという括りではなく、単品銘柄としての栃木コシヒカリとする意見もある。

② 新潟一般コシヒカリ

③ 秋田あきたこまち

なお、指標性については、価格面だけではなく品質面の安定性をも考慮すべきという意見もある。

(3) 広域流通銘柄について

コメの現物取引においては、一般的に以下の3銘柄に広域流通性があると考えられている。

① 新潟一般コシヒカリ

② 秋田あきたこまち

③ 北海道きらら397

なお、関東コシヒカリについては、上記3銘柄と比較すると広域性において劣るが、特に業務用途を中心に、ある程度の広域性が認められるという意見もある。また、ヒノヒカリは、品種としての生産量は多いが、基本的に地産地消であり流通範囲が限定されているという意見がある。

(4) 世間一般の認知度について

世間一般の認知度が高い品種・産地について、農林水産省による調査結果（「平成14年度第2回食糧モニター定期調査結果」）によると、最も認知度が高い品種は「コシヒカリ」であり、ついで「あきたこまち」であった。また、産地については、新潟県が最も認知度が高く、ついで秋田県であった。

Ⅲ. コメの生産・流通等における重要月についての調査

1. 調査項目

コメ先物市場における限月等を決定する上で必要な下記の項目についての調査を行った。

- (1) コメ当業者（生産者、集荷業者、卸売業者、ユーザー等）にとって、生産・販売・購入等の見地から重要と思われる月についてのヒアリングを実施した。
- (2) コメの現物取引における重要月と関連して、全国米穀取引・価格形成センター（以下「コメ価格センター」）の入札取引（基本取引）における取引月、取引日、受渡期限等について整理する。
- (3) コメの現物取引における重要月と関連して、コメの価格変動リスク（ボラティリティ）の高い月について分析を行った。

2. 調査結果

(1) コメ当業者にとっての重要月

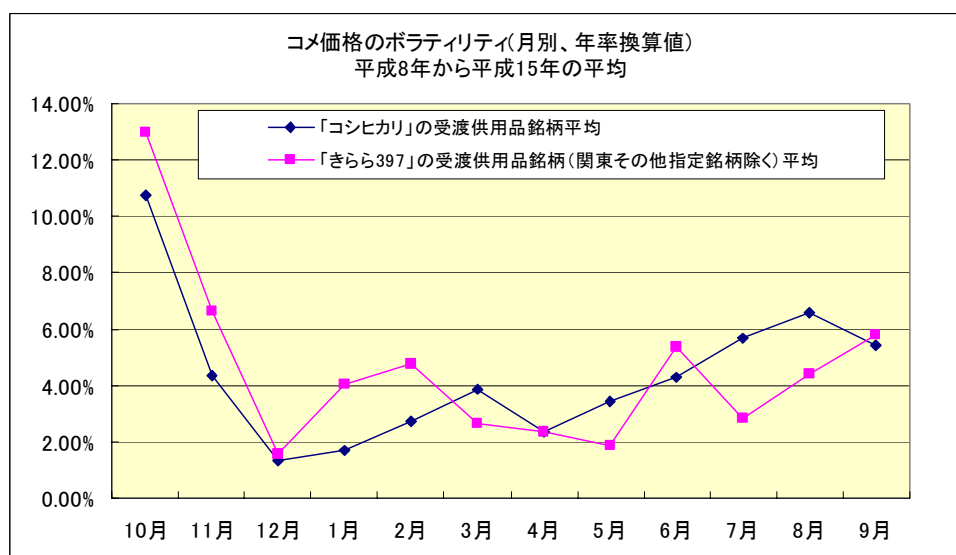
① 生産サイクルから見た重要月

- 生産者にとって、意志決定上の重要月としては、「翌年の種籾を購入する時期である11月」や「播種の時期である4月」が挙げられる
- 「コメの収穫期や出回り時期である9月、10月、11月」等は、収穫量や市場声価が確定する重要な月である。
- 上記以外では、農業経営上の重要な月として、「地代や税金の支払い、あるいは代金決済等と関係が深い3月、6月、11月」が挙げられる。

② 販売・購入等から見た重要月

- コメ集荷業者にとっての重要な月としては、「生産者との間で播種契約等を締結する4月」等が挙げられる。
- コメ卸売業者やユーザーにとっての重要な月としては、「決算月である3月や12月」、「全農との年間相対契約の引取期限の月である6月や10月」、「コメ価格センターの入札取引が終了する6月以降の端境期（例えば8月）」が挙げられる。
- 特に、6月については、上記以外にも、翌年の生産目標面積に影響を与える流通在庫量の報告期限の月であることや、コメの品質に影響を及ぼす梅雨入りの月であることなどから、重要な月と捉えられている。

- (2) コメ価格センター（基本取引）の取引月、取引日、受渡期限
- ① 基本取引は月1回以上（特に9月と10月は月2回）実施する。取引期間は基本的に8月から翌年7月までであるが、売り手がコメを上場しない場合はそれ以前に終了する。一般的には6月に取引を終了することが多い。
 - ② 取引日は、売り手と買い手の協議によって決定するが、一般的には月の最終週等（月2回取引が実施される月は月央と最終週等）に行われている。
 - ③ 基本取引における受渡期限は取引月の翌月末となっている。
- (3) コメの価格変動リスク（月次ボラティリティ）の高い月
- ① 「コシヒカリ」と「きらら397」のボラティリティの推移パターンは若干異なるが、2商品とも共通して、出来秋（10月）が一番高く、その後12月にかけて低下し、1月以降、端境期にかけて徐々に上昇していく傾向がある。
 - ② 「コシヒカリ」は、1月以降、3月と8月にボラティリティの小さなピークを迎えるのに対し、「きらら397」は、1月、2月および6月に小さなピークを迎えている。



IV. コメの現物取引における商慣習についての調査

1. 調査項目

コメ先物市場における取引単位、呼値、呼値の単位、格付表、受渡制度等を決定する上で必要な下記の項目についての調査を行った。

- (1) コメの現物取引における取引数量の単位について、コメ当業者に対するヒアリングを実施した。
- (2) コメの現物取引における価格の単位について、コメ当業者に対するヒアリングを実施した。
- (3) コメの現物取引における格差について整理する。
- (4) コメの現物取引における受渡制度について整理する。

2. 調査結果

(1) コメの現物取引における取引数量の単位

① コメ価格センターにおける取引数量の単位

コメ価格センター（基本取引）における取引数量の単位である「申込口数の単位」は産地ごとに異なるが、最も一般的な単位は、輸送手段であるトラック（10トン積み、12トン積み）の積載重量を基準とした10.8トン（180俵）や12トン（200俵）となっている。

② 日本コメ市場における取引数量の単位

日本コメ市場における取引数量の単位は特段規定されていないが、「1輸送単位（トラックの積載重量：10トン積み、12トン積み等）」が基準となっている。なお、日本コメ市場における最も一般的な取引の単位は、6トン（100俵）、9.6トン（160俵）、10.8トン（180俵）、12トン（200俵）である。また、JRコンテナ単位の場合は、4.8トン（80俵）から5.4トン（90俵）が基本となる。

- ③ コメの現物流通における一般的な運送単位
- (ア) 近距離トラック（10トン積み、12トン積み等）
9.6トン（160俵）、10.8トン（180俵）、12トン（200俵）
 - (イ) 遠距離トラック（20トン積み等）
20トン（約330俵）
 - (ウ) トレーラー（20.4トン積み）
20.4トン（340俵）
 - (エ) J R コンテナ（5.1トン積みまたは5.4トン積み）
4.8トン（80俵）、5.4トン（90俵）
- ④ 倉庫におけるコメの保管単位
- 倉庫では、袋詰めのコメ（30キロ紙袋）をパレットに重ねて保管することが多い。この場合、パレットの大きさ等が倉庫によって異なることから、1パレット当たりの袋数も、以下のよう
に倉庫によって異なる。
- (ア) A倉庫：7袋×7段＝49袋
 - (イ) B倉庫：7袋×8段＝56袋、6袋×6段＝36袋

(2) コメの現物取引における価格の単位

- ① コメ価格センターにおける価格の単位
- コメ価格センターの基本取引における申込価格は、「年産及び産地品種銘柄ごとに形態別に区分された1等、玄米60キログラム当たりの米穀の価格とし、包装代並びに消費税及び地方消費税相当額を含まない価格とする。」と規定されている。
- ② 日本コメ市場における価格の単位
- 日本コメ市場におけるコメの成約価格は、「円/60キロ（俵）」で表されている。
- ③ コメの現物取引におけるその他の価格の単位
- 農林水産省の発表する「国内産米穀の卸・小売価格（精米）」においては、「円/包装・消費税等込み10キロ」で表されている。また、MA一般輸入米の入札結果は、「円/トン」で表されている。

(3) コメの現物取引(コメ価格センターの基本取引)における格差

① 等級間格差

等級間格差は、運営委員会が、売り手からの申出を受け、米穀の品質の格差等を踏まえ議決した額を業務細則で定めている。なお、等級間格差は、「1等に格付けされた米穀と2等に格付けされた米穀との価格差は、玄米60 キログラムあたり▲600円とする。」と規定されている。

② 運賃加減表

コメ価格センターでの受渡しは、基本的に「持込み渡し（売り手側の倉庫から買い手側の倉庫・精米工場等への持込み）」で、東京または大阪着が基準になっている。それ以外の場所で受渡しを行う場合には、細則別表第3号に規定される産地・購入地（受渡地）間の運賃加減表に基づき調整される。なお、運賃加減表は、運営委員会が、売り手からの申出を受け、米穀に係る運賃の実態等を踏まえ議決した額となっている。

③ 地域間格差

地域間格差とは、同一都道府県内における産地・品種銘柄の米穀の生産された地域による評価額の差（基準であるA地区と特A地区およびB地区の格差）をいう。この地域間格差は、運営委員会が、売り手からの申出を受け、米穀の取引価格の実態等を踏まえ議決した額を細則別表第4号で定めている。ただし、この地域間格差については、産地によって設ける年と設けない年がある。

④ 包装による格差

センター取引において、代表的な包装は紙袋であるが、それ以外の包装（麻袋、樹脂袋、フレコン等）の場合は紙袋との差額が加減される。なお、包装代については、細則別表第5号で規定されている。

⑤ 上記、等級間格差や地域間格差等についての売り手の申出時期は規定されていないが、通常、出来秋前の6月の運営委員会に間に合うよう変更の申出を受けることにしている。ただし、これより遅れる場合は、状況に応じて対応している。

⑥ なお、産地品種銘柄格差や同一銘柄の年産格差は、各年産・各産地品種銘柄についての個別の入札取引の結果生じるものとされている。

(4) コメの現物取引における受渡制度

<コメ価格センター>

① 受渡手段・代金決済

渡し方がJA系統である場合は、受渡しについてコメ価格センターは関与しない（例：渡し方が、ある県の全農県本部であれば、そこから全農の輸送を担当している輸送業者に指示が出されて受け方まで輸送する）。渡し方がJA系統以外の場合は、基本的にコメ価格センターが輸送業務に責任を持つ。

代金決済業務は、渡し方がJA系統である場合は、（株）アグリネットサービス、全集連系統である場合は全集連に業務委託している。渡し方がそれ以外の場合は以下の手順に従いコメ価格センター自ら代金決済業務を行う。

(ア)受け方はコメ価格センターへ代金を振込む。

(イ)コメ価格センターは、受け方からの代金振込みを確認後、渡し方に対して出荷指示を出す。

(ウ)受け方は、受渡品を確認し、現品受領書をコメ価格センターへ送付する。

(エ)コメ価格センターは現品受領書を確認後、渡し方に代金を振り込む。

② 受渡場所

受渡場所は日本全国であるが、産地・購入地別に運賃加減表に基づく代金調整が行われる。

③ 受渡方法

基本的には、渡し方の農業倉庫から受け方の指定する購入地（倉庫や搗精工場）への「持込み渡し」。ただし、渡し方（受け方）が産地渡しを希望して受け方（渡し方）が応諾している場合は「置き場渡し」も可能である。

④ 受渡日・受渡期間

受渡期間は、取引月の翌月末までとなっている。

⑤ クレーム処理等

受渡しに関して、品位等のトラブルが生じた場合には、基本的に受渡当事者間の交渉になり、コメ価格センターは関与しない。

<日本コメ市場>

① 受渡手段・代金決済

基本的には「荷渡指図書」およびそれを簡便化した「指示書（運送依頼書）」により運送会社に指示を出し、コメの引き取り・配送の手続きを行っている。

代金決済は全て日本コメ市場が行い（受け方はあらかじめ買受代金について保証措置等を取ることとしている）、特に日本コメ市場が輸送業務を請け負う場合の手順は以下の通り。

(ア) 日本コメ市場は、渡し方のコメを運送会社に指示して受け方の指定場所に運送後、受け方に代金を請求し、受け方は、成約米穀の着後3営業日以内に代金を日本コメ市場宛に振込む。

(イ) 渡し方は、日本コメ市場に対して代金を請求し、日本コメ市場は、渡し方へ成約米穀の着後6営業日以内に代金を振込む。

② 受渡場所

日本全国を対象。なお、取引価格自体が運賃等の諸要素を加味した受渡地での価格であるため、価格調整はない。

③ 受渡方法

受渡方法は、基本的に「持込み渡し（日本コメ市場が渡し方の指定した場所まで引取りに行き受け方の指定する場所まで輸送する）」としているが、以下2つの受渡方法をオプションとして認めている。

(ア) 日本コメ市場が渡し方による輸送を認めている成約米穀の「持込み渡し（渡し方の責任により受け方の指定する場所へ輸送）」

(イ) 渡し方が置き場引き取りを認めている成約米穀の「置き場渡し（受け方が責任をもって引取りに行き、引取日を着日とみなす）」

④ 受渡日・受渡期間

基本的に受け方が指定した日。

⑤ クレーム処理等

クレームの申し立てがあれば、日本コメ市場が処理することとし、必要があれば仲裁委員会を開催、裁定するものとしている。なお、クレーム処理にかかる費用については、クレームの責任が認められる者の負担とする。

コメの価格変動リスクに関する分析

I. 分析目的、分析方法及び利用データ

1. 目的

価格変動リスクがある程度大きく、ヘッジニーズがある銘柄について検証する。

2. 分析方法

コメの各銘柄の価格変動リスクの判定をするために、各銘柄について生産年ごとの年率ボラティリティ（価格変動率）を測定して比較する。年率ボラティリティが高い銘柄が価格変動リスクも高いと考えられる。

3. 利用データ

検証にあたっては、「資料1：コメの銘柄間の価格関係に関する分析」と同様の以下の2種類のデータを利用することとする。なお、分析の対象は、平成10年産米から平成15年産米までとする。

- (1) 日経新聞のコメ価格データ（毎週1回火曜日掲載）
- (2) コメ価格センターの指標価格（基本取引）

＜参考＞ 年率ボラティリティ

年率ボラティリティとは、収益率（日次、週次、月次）の標準偏差を年率化したもの。

□ コメの価格：P1、P2・・・Pn （日次、週次、月次価格）

□ 収益率（R_t）：
$$R_t = \ln\left(\frac{P_t}{P_{t-1}}\right)$$

□ 収益率の標準偏差（S）：
$$S = \sqrt{\frac{1}{N-1} \sum_{t=1}^N (R_t - \bar{R})^2}$$

□ ボラティリティ（V）：
$$V = S\sqrt{M}$$

M=250（日次データの場合）
=52（週次データの場合）
=12（月次データの場合）

Ⅱ． 分析結果（1）…日経新聞の価格データ

産地品種銘柄	平均	年産					
		H15	H14	H13	H12	H11	H10
新潟魚沼コシヒカリ	17.18%	20.00%	18.14%	3.14%	42.28%	8.30%	11.23%
新潟一般コシヒカリ	10.84%	19.70%	23.11%	4.53%	2.81%	4.18%	10.72%
富山コシヒカリ	9.44%	15.02%	12.73%	2.04%	8.84%	5.29%	12.74%
福島会津コシヒカリ	9.63%	16.18%	14.58%	6.96%	6.86%	5.71%	7.50%
福島中通りコシヒカリ	9.35%	16.22%	14.26%	3.77%	11.10%	2.51%	8.27%
栃木コシヒカリ	8.71%	16.05%	14.24%	2.28%	9.44%	1.93%	8.34%
茨城コシヒカリ	9.04%	16.54%	14.33%	1.73%	9.19%	4.25%	8.21%
千葉コシヒカリ	7.31%	16.21%	4.90%	2.01%	9.40%	4.14%	7.20%
長野コシヒカリ	9.19%	14.14%	6.65%	2.10%	12.61%	13.56%	6.11%
秋田あきたこまち	11.36%	16.22%	15.72%	9.17%	9.25%	6.30%	11.49%
岩手あきたこまち	11.97%	25.64%	17.77%	5.98%	7.75%	4.40%	10.29%
宮城ひとめぼれ	11.17%	20.05%	19.27%	5.12%	9.16%	2.88%	10.54%
岩手ひとめぼれ	10.16%	19.06%	16.03%	5.45%	6.39%	2.80%	11.25%
福島ひとめぼれ	9.46%	17.51%	14.24%	4.19%	7.89%	3.67%	9.30%
山形・庄内はえぬき	9.81%	18.04%	9.51%	4.29%	10.42%	6.87%	9.72%
北海道きらら397	10.01%	18.76%	13.90%	5.42%	9.10%	5.29%	7.58%
青森むつほまれ	4.30%	N/A	N/A	1.91%	6.20%	4.13%	4.94%

Ⅱ. 分析結果（２）…コメ価格センターの指標価格

産地品種銘柄	平均	年産					
		H15	H14	H13	H12	H11	H10
新潟魚沼コシヒカリ	21.87%	30.66%	22.58%	0.45%	56.46%	6.40%	14.66%
新潟一般コシヒカリ	10.37%	27.69%	20.49%	0.17%	3.05%	2.84%	7.97%
新潟岩船コシヒカリ	10.42%	27.90%	17.48%	0.03%	5.18%	3.28%	8.64%
新潟佐渡コシヒカリ	12.92%	27.04%	17.90%	0.06%	19.50%	3.34%	9.68%
富山コシヒカリ	11.79%	24.75%	10.88%	3.44%	17.67%	2.80%	11.19%
石川コシヒカリ	8.38%	22.94%	9.41%	3.48%	4.63%	2.12%	7.71%
福井コシヒカリ	8.17%	20.14%	12.93%	1.41%	4.07%	2.67%	7.79%
山形コシヒカリ	7.45%	22.60%	9.12%	1.20%	1.36%	3.78%	6.63%
福島会津コシヒカリ	8.57%	25.03%	8.05%	1.56%	4.28%	4.95%	7.54%
福島中通りコシヒカリ	9.63%	25.81%	10.32%	3.29%	3.91%	4.65%	9.78%
福島浜通りコシヒカリ	8.61%	21.97%	8.88%	2.81%	4.64%	3.40%	9.98%
栃木コシヒカリ	10.88%	27.93%	9.09%	3.29%	11.72%	3.26%	9.97%
茨城コシヒカリ	9.07%	23.92%	9.28%	1.67%	9.59%	1.95%	8.04%
千葉コシヒカリ	7.84%	23.32%	1.75%	1.53%	9.47%	2.29%	8.67%
長野コシヒカリ	8.35%	26.07%	6.06%	1.39%	6.77%	2.90%	6.90%
秋田あきたこまち	12.46%	31.80%	14.75%	11.65%	8.98%	1.91%	5.67%

岩手あきたこまち	10.70%	30.67%	10.07%	8.10%	6.26%	2.63%	6.49%
山形あきたこまち	8.96%	28.99%	2.86%	6.02%	6.36%	2.42%	7.12%
宮城ひとめぼれ	14.33%	36.03%	21.23%	3.79%	12.24%	4.28%	8.40%
岩手ひとめぼれ	10.61%	32.88%	13.59%	3.95%	4.32%	1.13%	7.82%
福島ひとめぼれ	9.75%	26.90%	10.24%	3.03%	6.16%	2.82%	9.32%
庄内ひとめぼれ	9.11%	28.66%	5.90%	3.13%	5.88%	3.58%	7.54%
山形はえぬき	8.72%	26.61%	7.14%	3.16%	7.17%	2.30%	5.95%
庄内はえぬき	8.97%	25.66%	6.40%	3.53%	7.82%	3.28%	7.09%
福岡ヒノヒカリ	7.53%	28.71%	2.51%	2.51%	2.53%	2.06%	6.84%
佐賀ヒノヒカリ	7.10%	23.86%	3.51%	2.92%	4.22%	1.90%	6.16%
熊本ヒノヒカリ	3.19%	N/A	2.27%	3.45%	3.10%	2.26%	4.86%
大分ヒノヒカリ	6.81%	25.03%	2.56%	3.05%	2.39%	2.53%	5.32%
北海道きらら397	10.28%	37.58%	2.75%	2.71%	12.24%	1.84%	4.52%
北海道ほしのゆめ	8.14%	24.88%	1.27%	2.72%	12.50%	2.03%	5.44%
青森むつほまれ	3.78%	N/A	0.56%	1.51%	7.79%	2.81%	6.23%
青森つがるロマン	7.13%	29.50%	0.69%	1.61%	3.18%	2.94%	4.86%
青森ゆめあかり	1.12%	N/A	0.01%	1.15%	2.20%	N/A	N/A

資料 4

上場商品別の想定されるカバー率

(単位：万トン)

	15 年産		14 年産		13 年産	
	生産量	全国割合	生産量	全国割合	生産量	全国割合
新潟魚沼コシヒカリ	7.18	0.92%	7.98	0.90%	7.69	0.8%
新潟佐渡コシヒカリ	2.58	0.33%	2.84	0.32%	2.80	0.3%
新潟岩船コシヒカリ	10.43	1.34%	11.37	1.28%	11.44	1.3%
新潟一般コシヒカリ	28.42	3.65%	31.16	3.51%	31.39	3.5%
富山コシヒカリ	17.37	2.23%	18.97	2.14%	18.92	2.09%
石川コシヒカリ	9.45	1.21%	10.13	1.14%	9.89	1.09%
福井コシヒカリ	8.98	1.15%	9.44	1.06%	9.79	1.08%
山形コシヒカリ	3.18	0.41%	3.22	0.36%	2.81	0.31%
福島会津コシヒカリ	7.93	1.02%	7.87	0.89%	7.69	0.85%
福島中通りコシヒカリ	11.74	1.51%	13.21	1.49%	13.10	1.45%
福島浜通りコシヒカリ	4.34	0.56%	5.17	0.58%	5.03	0.56%
茨城コシヒカリ	28.41	3.65%	32.13	3.62%	31.45	3.48%
栃木コシヒカリ	25.67	3.30%	29.59	3.33%	29.05	3.21%
千葉コシヒカリ	20.68	2.66%	21.79	2.45%	22.01	2.43%
長野コシヒカリ	14.90	1.92%	15.65	1.76%	15.47	1.71%
三重コシヒカリ	11.21	1.44%	12.73	1.43%	12.80	1.41%
滋賀コシヒカリ	5.58	0.72%	6.24	0.70%	6.35	0.70%
その他コシヒカリ	73.45	9.43%	79.21	8.91%	76.72	8.47%
コシヒカリ 計	291.5	37.41%	318.7	35.85%	314.4	34.71%
宮城ひとめぼれ	20.88	2.68%	30.83	3.47%	30.38	3.36%
岩手ひとめぼれ	13.59	1.75%	17.88	2.01%	18.39	2.03%
福島ひとめぼれ	8.73	1.12%	10.85	1.22%	11.43	1.26%
山形庄内ひとめぼれ	3.74	0.48%	4.03	0.47%	4.20	0.46%
その他ひとめぼれ	18.96	2.43%	21.58	2.43%	13.22	1.46%
ひとめぼれ 計	65.9	8.46%	85.17	9.58%	77.62	8.57%
秋田あきたこまち	38.33	4.93%	40.96	4.61%	42.31	4.68%
岩手あきたこまち	5.71	0.73%	8.30	0.94%	8.30	0.92%

山形あきたこまち	3.10	0.40%	3.75	0.42%	3.88	0.43%
その他あきたこまち	18.58	2.38%	19.12	2.15%	8.65	0.96%
あきたこまち 計	65.72	8.43%	72.13	8.11%	63.14	6.97%
山形庄内はえぬき	24.24	3.12%	27.28	3.07%	27.64	3.05%
その他はえぬき	1.38	0.18%	1.24	0.14%	0.76	0.08%
はえぬき 計	25.62	3.29%	28.52	3.21%	28.40	3.14%
大分ヒノヒカリ	10.09	1.29%	10.61	1.19%	10.81	1.19%
熊本ヒノヒカリ	9.71	1.25%	10.41	1.17%	9.96	1.10%
福岡ヒノヒカリ	9.27	1.19%	10.28	1.16%	10.39	1.15%
佐賀ヒノヒカリ	7.36	0.94%	8.09	0.91%	8.52	0.94%
その他ヒノヒカリ	43.29	5.56%	43.56	4.90%	39.85	4.40%
ヒノヒカリ 計	79.72	10.23%	82.95	9.33%	79.53	8.78%
ササニシキ 計	7.03	0.90%	10.48	1.18%	9.35	1.03%
北海道きらら 397	25.00	3.21%	36.20	4.07%	38.92	4.30%
北海道ほしのゆめ	11.41	1.46%	13.72	1.54%	16.40	1.81%
北海道ななつぼし	3.65	0.47%	1.80	0.20%	0.00	0.00%
青森つがるロマン	8.84	1.13%	12.28	1.38%	13.18	1.46%
青森むつほまれ	3.97	0.51%	9.86	1.11%	8.60	0.95%
青森ゆめあかり	2.84	0.36%	6.85	0.77%	7.78	0.86%
関東その他銘柄 計	24.52	3.15%	24.71	2.78%	26.79	2.96%
その他の銘柄 計	163.48	20.98%	185.53	20.87%	221.59	24.47%
「コシヒカリ」 受渡供用品 合計	329.19	42.25%	375.39	42.23%	376.52	41.57%
「きらら 397」 受渡供用品 合計	80.23	10.30%	105.42	11.86%	111.67	12.33%
全国生産量	779.20	100.00%	888.90	100.00%	905.70	100.00%

*新潟コシヒカリおよび福島コシヒカリの地域区別生産量については推定値

*関東その他銘柄は、関東各県で生産された生産量 1 万トン程度以上の銘柄で、上記の表に出ている銘柄以外のものを想定（例：栃木月の光、栃木あさひの夢、群馬ゴロピカリ、埼玉朝の光等）

資料 5

東京米穀商品取引所におけるコメ先物取引の取引要綱

標準品	埼玉県米三等普通品（埼玉県中米、越ヶ谷粕壁米）
受渡供用品	現物受渡しにおいて提供できる受渡供用品は、当時の東京市場に大量に出回るもので、東北、北陸、関東、北海道、中部、九州各地の県産銘柄米と朝鮮産銘柄米で広範囲にわたっていた。なお、それぞれの銘柄米について、等級や年産の異なるものも、格差を設定の上、受渡供用品として指定されていた。
呼値	1 石（4 斗入り 2 俵半）＝約 150kg
呼値の単位	銭（1 石当たり〇〇円〇〇銭）
取引単位	100 石（250 俵）＝約 15 トン
受渡単位	100 石（250 俵）＝約 15 トン
限月	3 ヶ月先までの連限月による 3 限月制（当限、中限、先限）
納会日	受渡日の前々営業日
値幅制限	なし
建玉制限	なし
証拠金	一定値段（約定総代金）の 100 分の 30 の範囲内において取引所が定めた額。
受渡日	当月限の最終営業日
受渡方法	指定倉荷証券による置き場渡し
受渡場所	東京、神奈川、埼玉、千葉、茨城、栃木及び群馬の営業倉庫で取引所が指定した倉庫。
受渡方式	①期日受渡し方式 ②早受渡し方式 ③合意受渡し方式
受渡品検査	①受渡品の品質検査は、取引所検査課により取引所検査室において実施した。品質検査員は、農林省技師、県の検査所技師、小揚げ（取引所が委託した穀物検品の専用業者）により構成されており、受渡米の総数からその 1 割（位 250 俵に対し 25 俵）を、1 俵から 2 箇所「サシ」を入れて見本を抜き取り見本盆に入れ、取引所で持込み検査を行った。品質検査の結果によって、一石につき 10 銭下げ、30 銭下げ、10 銭上げ、または不合

	格とした。なお、取引所の検査結果には、クレームを付けることはできなかった。 ②量目検査は指定倉庫内で行い、小揚げが技術的に俵をたたき、軽量と思われる俵を、拼(はい)（積荷となっている区切り）から適宜取り出し、升回し（俵の中のコメを丸い大きな樋にうつし量目を升で計る）を行った。
格付表	①格付表の制定機関 コメ先物取引の格付表は、深川・神田川両正米市場組合のコメの現物取引の権威者 4、5 名の中から特に委嘱した委員、農林省の担当官、取引所理事長、常務理事、担当職員等から構成される「格付審議委員会」の議を経て決定されていた。 ②格付表の制定時期 戦前の東京米穀商品取引所では、連続月による 3 限月制を採用していたが、格付表は、毎年 7 月と翌年 1 月に格付表を制定していた。 ○ 7 月時点の格付け 7 月に制定された格付表は、まだその年産のコメが生育している最中において、過去（旧年産）の声価等に基づいて 10 月期（その年の新米となる）以降に出回るコメについて想定格付けしたものであり、その年の 10 月限から翌年 3 月限まで適用された。 ○ 1 月時点の格付け 1 月に制定された格付表は、その年の 4 月限から 9 月限まで適用されるが、実際に新米が市場に出回り、市場声価が確定した状況において、前年 7 月制定の格付表と乖離している部分について改訂が施された。 ③格付表制定の基礎資料 格付審議委員会においては、以下の資料を参考に格付表を制定した。 ○ 深川・神田川両正米市場において取引された銘柄・品種・等級米について、長期（約 1 年間）に亘るその値段と数量、さらに声価等に関する資料。 ○ 小売業者等に対して実施した、取扱い銘柄米の品質・評判・売れ行き等の調査資料。 ○ 上記 2 つの調査によって特に異状を認められた銘柄については、当該銘柄の産地事情に関する資料。

	④格付表に対する特例 格付表の制定の時期および適用の限月については、業務規程第 4 条に基づき、取引所が必要と認める場合には臨時に変更が可能であった。
取引仕法	大正 5 年（1916 年）までは「ザラバ仕法」を採用していたが、大正 5 年以降は「ザラバ板寄せ折衷仕法」によって取引を行っていた。

コメ上場検討委員会報告書 参考文献

- | | | | |
|---|--|--------------------|---------------|
| ○ | 『第9回コメ研究会 資料』 | コメ研究会 | 2003 年 |
| ○ | 『各論（商品設計）にかかる調査結果』 | (財)日本総合研究所 | 2004 年 |
| ○ | 『平成14年度第2回食糧モニター定期調査結果』 | 農林水産省 | 2002 年 |
| ○ | 『米穀販売の理論と実際』 | 竹澤 篤二
東京同文館 | 1938 年 |
| ○ | 『米相場の仕方並に正米有利売買秘法』 | 佐藤 傳之助
春陽堂 | 1931 年 |
| ○ | 『戦前における米穀取引』 | 富澤 猛
東京穀物商品取引所 | 2002 年 |
| ○ | 『マスコミはこう見た 東京米穀市場の変貌』 | 鍋島 高明
東京穀物商品取引所 | 2004 年 |
| ○ | 『食糧要覧』 | (社)日本食糧協会 | 2004 年 |
| ○ | 『平成13年産 水稻の全国品種別及び主要品種別及び主要産地』
『平成14年産 水稻の全国品種別及び主要品種別及び主要産地』
『平成15年産 水稻の全国品種別及び主要品種別及び主要産地』 | 農林水産省 | 2002 年～2004 年 |
| ○ | 『米マップ '03』『米マップ '04』『米マップ '05』 | 米穀データバンク | 2002 年～2004 年 |

コメ上場検討委員会 報告書 附属参考資料

平成 17 年 6 月発行

発行者 東京穀物商品取引所

〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町 1-12-5

電話（代表） 03-3668-9311

FAX（代表） 03-3668-9565

URL <http://www.tge.or.jp/>